

平成23年度行政監査

「県単独補助金について」結果報告書

三重県監査委員

平成 23 年度行政監査「県単独補助金について」

目次

第1 監査のテーマ及び選定理由	1	□□□
1 監査のテーマ	1	□□□
2 選定理由	1	□□□
第2 監査の概要		
1 監査対象補助金及び対象機関	1	□□□
2 監査実施時期	3	□□□
3 監査対象年度	3	□□□
4 監査実施方法	3	□□□
5 監査の着眼点	3	□□□
第3 監査の結果		
1 総括意見	4	□□□
2 着眼点別意見	6	□□□
第4 監査対象補助金の状況	17	□□□
第5 県単独補助金の状況	91	□□□
(参考)「県単独補助金」の一覧表	101	□□□

平成 23 年度行政監査「県単独補助金について」結果報告書

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第2項の規定に基づき実施した行政監査について、その結果を次のとおり提出します。

平成23年10月26日

三重県監査委員 植田十志夫
三重県監査委員 山本 勝
三重県監査委員 笹井 健司
三重県監査委員 田中 正孝

第 1 監査のテーマ及び選定理由

1 監査のテーマ

県単独補助金について

2 選定理由

補助金は、福祉の向上や経済活動の支援等、一定の行政目的を達成するために交付されるものであり、特に県が独自に交付する補助金については、さまざまな県の政策や施策を推進するうえで重要な役割を担い、近年その種類や形態が広範囲に及んでいることから、厳しい財政状況のもと、適正かつ公正に執行する必要がある。

しかし、毎年度実施している定期監査、あるいは財政的援助団体等の監査においては、県の事務手続きの誤りやチェックが不十分なものなどが多々見受けられるところである。

そこで、このような状況をふまえ、県単独補助金について、事務手続き面に加え、適切に見直しが行われているか、補助の効果・成果が十分把握されているかなど、総合的な観点から監査を実施することにより、補助金を交付する県として改善すべき点を明らかにし、補助事業がより効果的かつ効率的に執行されることを目的として、本テーマを選定した。

第 2 監査の概要

1 監査対象補助金及び対象機関

監査の対象とした補助金は、「三重県補助金等交付規則(昭和37年三重県規則第34号。以下「県規則」という。)第2条の規定に該当する補助金等のうち、県単独制度の補助金であり、その財源が県費のみで、平成22年度に補助実績のあったもの」とした。また、監査の対象機関は、監査対象補助金を所管する県の機関とした。

監査対象補助金を選定するにあたり、各部局に対し、補助金の概要等に関する調査を実施し、提出された調査票により273補助金を県単独補助金として把握した。

この中から、主に「事業費補助」、「運営費補助」について、

- (1) 複数の地域機関で執行しているもの
- (2) 平成22年度の補助額が高額なもの
- (3) 市町を通じ交付するもので、県民生活に密接に関係するもの

を中心に、執行部局のバランスを考慮し、約1割にあたる30補助金(別表)を抽出し、監査対象補助金とした。

(別表)

補助金名	22年度補助額	担当部局	備考
1 市町村自主運行バス等維持費補助金	116,119,000円	政策部 交通政策室	市町へ補助
2 過疎市町等地域づくり支援事業補助金	13,100,000円	政策部 地域づくり支援室	複数地域機関で執行 市町へ補助
3 緊急地震対策促進事業補助金	92,460,000円	防災危機管理部 地震対策室	複数地域機関で執行 市町へ補助
4 私立専修学校振興補助金	39,101,160円	生活・文化部 生活・文化総務室	
5 斎宮跡体験学習施設維持管理費補助金	18,412,000円	生活・文化部 文化振興室	市町へ補助
6 地域ニーズ対応型職業訓練事業費補助金	6,171,011円	生活・文化部 勤労・雇用支援室	市町へ補助
7 三重県留学生等支援事業補助金	16,830,257円	生活・文化部 国際室	
8 小児科医確保事業補助金	5,921,000円	健康福祉部 医療政策室	
9 福祉活動指導員設置費補助金	41,620,000円	健康福祉部 社会福祉室	
10 軽費老人ホーム運営費補助金	934,709,000円	健康福祉部 長寿社会室	
11 障がい者小規模作業所事業費補助金	78,097,000円	健康福祉部 障害福祉室	複数地域機関で執行 市町へ補助
12 放課後児童クラブ活動事業費補助金	9,432,000円	健康福祉部 こども未来室	市町へ補助
13 家庭支援推進保育事業費補助金	4,390,000円	健康福祉部 こども家庭室	市町へ補助
14 ポリ塩化ビフェニル廃棄物対策推進事業費補助金	29,000,000円	環境森林部 廃棄物対策室	
15 浄化槽設置促進事業補助金	361,753,000円	環境森林部 水質改善室	市町へ補助
16 がんばる三重の林業創出事業費補助金	80,722,483円	環境森林部 森林・林業経営室	複数地域機関で執行
17 運輸事業振興助成交付金	558,867,000円	農水商工部 農水商工総務室	
18 多品目適量産地育成事業費補助金	9,814,000円	農水商工部 農畜産室	複数地域機関で執行
19 農山漁村再生モデル支援事業費補助金	3,000,000円	農水商工部 農山漁村室	複数地域機関で執行 市町へ補助
20 みえの真珠養殖再生支援交付金	50,152,000円	農水商工部 水産資源室	
21 漁業就業研修支援事業費補助金	9,828,000円	農水商工部 水産経営室	
22 中小企業の市場化支援事業費補助金	16,521,070円	農水商工部 商工振興室	
23 小規模事業支援費補助金	1,324,847,857円	農水商工部 金融経営室	
24 地域資源活用型産業活性化支援事業費補助金	28,507,782円	農水商工部 科学技術・地域資源室	

25 魅力ある観光地グレードアップ支援事業費補助金	14,650,000 円	農水商工部 観光・交流室	市町へ補助
26 下水道普及率ジャンプアップ事業補助金	553,223,000 円	県土整備部 下水道室	市町へ補助
27 木造住宅耐震補強事業費補助金	50,708,000 円	県土整備部 住宅室	市町へ補助
28 全国及び近畿高等学校総合文化祭出演者補助金	10,164,722 円	教育委員会事務局 高校教育室	
29 文化財保護事業補助金	134,529,000 円	教育委員会事務局 社会教育・文化財保護室	市町へ補助
30 みえ犯罪被害者総合支援センター補助金	5,000,000 円	警察本部 広聴広報課	
合 計	4,617,650,342 円		

※ 備考欄の「市町へ補助」は、平成 22 年度に市町に対して補助実績があるもの。

2 監査実施時期

平成 23 年 2 月から 23 年 10 月までの間に実施した。

3 監査対象年度

平成 22 年度とした。ただし、平成 21 年度からの繰越分を 22 年度に執行している場合は、合わせて対象とした。

4 監査実施方法

選定した 30 補助金について、事前に各監査対象機関に対し、監査調書の提出を求め、その概要を把握するとともに、実地調査等の結果をふまえ監査を実施した。

また、監査対象とした 30 補助金以外の県単独補助金についても、規定の状況、事務手続き等について、補足調査票の提出を求めた。

5 監査の着眼点

- (1) 補助制度
 - ・ 補助事業の見直しは適切に行われているか。
- (2) 補助事業に関する規定状況
 - ・ 補助金交付要綱、要領等は適正に定められているか。
- (3) 補助金交付等の事務手続き
 - ・ 補助金交付事務手続きは適正に行われているか。
 - ・ 補助事業の遂行状況、実績の確認は適切に行われているか。
- (4) 補助金の効果・成果の把握
 - ・ 補助事業の効果・成果の確認や検証は行われているか。
- (5) 地域機関への制度周知、指導
 - ・ 地域機関で交付事務等を実施している場合、本庁との協働体制はどうか。
 - ・ 地域機関で差異のない取扱いが確保されているか。

第3 監査の結果

1 総括意見

高度化・多様化した県民の行政ニーズに対応するため、県はこれまで施策の奨励や財政支援として、さまざまな県単独補助金を創設しており、これらの補助金を交付することにより、多様な行政目的を確実かつ効果的に達成していかなければならない。

しかしながら、地方分権の進展や厳しい行財政状況の中、社会経済情勢、官と民、県と市町との役割分担も変化しており、今後は限られた資源を有効に活用するとともに、補助事業者の自立促進を念頭においた制度としていくことが重要である。

一方手続き面については、県では、県規則により、補助金の交付に関する基本的な規定や手続きを定め、具体的な事項については、所管部局において補助金交付要綱・交付要領等を定めて事務処理が行われている。

近年、会計検査院により、国庫補助事業に関する事務費等の執行について、不適切な事例が報告されたところであるが、県単独補助金においても、このような事態が発生することのないよう、交付する側となる県が、交付事務が適正かつ円滑に進められるようしくみづくりを進めていく必要がある。

「第3 2 着眼点別意見」及び「第4 ◎補助金別の意見及び状況」で指摘した意見は、今回選定した30補助金に限るものではなく、他の補助金にも当てはまるものがあると思料されるので、今後の補助事業の執行にあたっては、県が交付するすべての補助金について、各補助金の趣旨や特性を勘案しつつ、下記の点に留意し取り組まれたい。

1 補助制度について

終期を設定していない補助金については、終期を設定し、一定の期間ごとに、官と民、県と市町との役割分担、事業効果、公平性等の観点から、補助制度を検証し、廃止、統合、縮小、継続の判断を行うこと。

2 補助金交付要領等の適正な制定について

各補助金の交付要綱・交付要領等を再点検し、補助事業を適正かつ円滑に執行するために必要な事項を明示しておくこと。

3 補助事業の実績確認について

補助事業の実績を確認するにあたっては、書面検査に加え、可能な限り、現地での事業内容検査、経理検査など実効性のある方法により行うこと。

4 補助事業の効果・成果について

補助事業の効果・成果を客観的に評価し、県民にわかりやすく説明できるよう、具体的な成果指標の設定を検討するとともに、積極的にその内容を公表すること。

県単独補助金のあり方については、平成15年に「三重県における補助金等の基本的な在り方等に関する条例（平成15年三重県条例第31号）」や「県単独補助金の見直し方針」（平成15年12月）が制定されて以降、継続的に見直し対象とされている。

また、県の予算調製方針においても、限られた財源を重点的・効率的に配分する必要があることから、「県単独補助金については、社会経済情勢の変化、官と民、県と市町との役割分担、事業効果、補助率の適正化、公平性等の観点から抜本的な見直しを行い、厳しい財政状況もふまえ、思い切った廃止、統合、縮小等を進め、行政のスリム化を図ること」を基本的事項としている。

今後とも、県単独補助金のあり方について、①公益性があるか、②制度創設時の目的を達成し、その役割を終えていないか、③県が担う領域であるか、④国等に類似の補助事業はないか、などの視点で継続的に見直しを行うとともに、補助金による支援が公益に資することを第一に、県民ニーズに適切かつ的確にこたえられるよう制度の充実、改正を図り、これまで以上に効果的・効率的なものとなるよう努められたい。

さらに、補助事業終了後も状況確認やフォローアップを継続して実施するなど、補助金の効果・成果の把握に努め、補助目的を効果的に達成させるとともに、以後の施策に反映させるしくみづくりが進められるよう望むものである。

2 着眼点別意見

(1) 補助制度について

[意見] 補助事業の定期的な見直し

- 補助事業をとりまく社会経済情勢は刻々と変化していることから、あらかじめ見直しを行う時期（終期）を設定して、一定の期間ごとに、官と民、県と市町との役割分担、事業効果による補助目的の達成状況、公平性等の観点から、補助事業の内容を見直すことにより、廃止、統合、縮小、継続の判断を行われたい。

[状況]

平成 15 年 12 月に示された「県単独補助金の見直し方針」において、「新規補助事業の創設にあたっては、既存補助事業を廃止するなど、スクラップ・アンド・ビルドを原則とするとともに、必ず終期設定を行ったうえで、新規補助制度を創設することとする。」とされている。

実地調査を行った補助金においては、終期を設定しリニューアルを行っているものや、補助対象事業・経費、補助率等の見直しを行っているものがある一方で、具体的な終期が設定されていないものが 17 補助金（56.7%）見受けられた。そのうち見直し方針が示された以後（平成 16 年度以降）に創設されたものが 4 補助金（13.3%）ある。

補助事業をとりまく社会経済情勢は刻々と変化していることから、あらかじめ見直しを行う時期（終期）を設定しておき、一定の期間ごとに、官と民、県と市町との役割分担、事業効果による補助目的の達成状況、公平性等の観点から、補助事業の検証を行い、廃止、統合、縮小、継続の判断を行う必要がある。

(2) 交付要領等における規定状況について

[意見] 交付申請書提出期限の設定

- 県規則第 3 条において、補助金等交付申請書の提出について規定されており、提出期限を別途定めることとなっているが、交付要領等で定められていないものが見受けられた。年間を通じて申請を受け付けるものなどもあるが、各補助金に応じた適切な事業期間を勘案したうえで、提出期限を定め、申請者に明示されたい。

[状況]

実地調査を行った 30 補助金について、交付申請書提出期限の設定状況をみると、要綱・要領等で規定されているものが 10 補助金（33.3%）、募集・内示等の通知文書で明示されているものが 16 補助金（53.3%）、口頭での通知を含め明示されていないものが 4 補助金（13.3%）あった。

明示されていない 4 補助金の中には、年間を通じて申請があるものもあるが、申請者が補助目的を達成できるよう、各補助金に応じた事業期間を勘案したうえで、提出期限を定め、申請者に明示する必要がある。

【4 補助金：内訳】…3、19、22、27

(注)「【○補助金：内訳】…」は、改善や検討を要する事項のある補助金の数及びその内訳で、内訳の数字は、「第 2 監査の概要」の別表（P2）における各補助金の整理番号を示す。

<参考：三重県補助金等交付規則>

(補助金等の交付の申請)

第3条 補助金等の交付の申請(契約の申込みを含む。以下同じ)をしようとする者は、補助金等交付申請書(第一号様式。ただし、契約の申込みにあつては契約に関する書類)に次に掲げる書類を別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

- 一 事業計画書
- 二 収支予算書又はこれに代わる書類
- 三 工事の施行にあつては、実施設計書
- 四 その他知事が必要と認める書類

2 前項の規定にかかわらず知事がその必要がないと認めるときは、当該書類の一部を省略させることができる。

[意見] 申請の取下げ期限の設定

- 県規則第7条において、申請の取下げについて規定されており、取下げをすることができる期限を別途定めることとなっているが、交付要領等で定められていないものが多数見受けられたので、期限を定め、申請者に明示されたい。

[状況]

実地調査を行った30補助金について、申請の取下げができる期限の設定状況を見ると、要綱・要領等で規定されているものが11補助金(36.7%)に対して、規定されていないものが19補助金(63.3%)と多数見受けられた。

補助金等の交付決定は行政行為であり、これが確定すると申請者においては、その内容に従って補助事業を遂行しなければならない義務を負うこととなる。しかしながら、補助金等の交付の決定は、申請の内容につき修正が加えられることもあり、また種々の条件も付けられるので、申請者としては、不服のある場合も考えられる。

このような場合に申請者の意思を尊重する必要があるため、県規則第7条において、「補助金等の交付の決定の内容又はこれに付けられた条件に不服があるときは、知事が定める期日までに申請の取下げをすることができる」こととされている。

申請者の権利保護に係る規定であり、補助事業の性質によっては、申請者が交付決定後に申請を取り下げるケースが想定されにくいものもあるが、いつまでも交付決定を不確定のままにしておくことは適当ではないため、取下げができる期限を定め、申請者に明示する必要がある。

【19補助金：内訳】…1、2、3、4、5、6、8、9、11、12、13、14、15、17、18、19、20、21、26

<参考：三重県補助金等交付規則>

(申請の取下げ)

第7条 補助金等の交付の申請をした者は、前条の規定による通知を受領した場合において、当該通知に係る補助金等の交付の決定の内容又はこれに付けられた条件に不服があるときは、**知事が定める期日までに申請の取下げをすることができる。**

2 前項の規定による申請の取下げがあつたときは、当該申請に係る補助金等の交付の決定はなかつたものとみなす。

[意見] 補助対象経費の明確化

- 交付要領等で補助対象経費が明確になっていないものが見受けられた。適正な補助額の算定や適切な事業の執行を行うため、交付要領等で補助対象経費を明確かつわかりやすく規定し、補助事業者に明示されたい。

なお、補助金によっては、具体的かつ詳細に規定することが困難な場合もあるが、対象外となる経費（食糧費等）について特記したり、具体的な事例を明示したりするなどしておくことが望ましい。

[状況]

実地調査を行った 30 補助金について、補助対象経費の規定状況をみると、交付要領等で詳細に規定されているものが多かったものの、「〇〇事業に要する経費」と記載されているなど、補助対象経費が明確になっていないものが 2 補助金（6.7%）見受けられた。

どのような経費が補助対象とされるのかは、補助事業者にとって重要な要件であり、適正な補助額の算定や、適切な事業執行を行うためにも、補助対象経費について、交付要領等で明確かつわかりやすく規定し、補助事業者に対して明示する必要がある。

また、補助金によっては、具体的かつ詳細に規定することが困難な場合もあるが、「人件費、運営費、維持管理費」等、経費の性質により規定している場合は、対象外となる経費（食糧費等）について特記しておくことや、事業費全体を対象とする場合にあっては、具体的な事例を明示するなどしておくことが望ましい。

【2 補助金：内訳】…18、29

[意見] 補助事業等状況報告書の添付書類

- 県規則第 10 条において、補助事業等状況報告書の提出について規定されており、添付すべき書類を別途定めることとなっているが、交付要領等で定められていないものが多数見受けられたので、添付すべき書類を定め、補助事業者に明示されたい。

[状況]

実地調査を行った 30 補助金について、補助事業等状況報告書に添付すべき書類の規定状況をみると、要綱・要領等で規定されているものが 12 補助金（40.0%）に対して、規定されていないものが 18 補助金（60.0%）と多数見受けられた。

補助事業等状況報告書は、補助事業が計画に基づき、確実に執行されているか、事業の遅れがないかなどについて進捗状況を確認するものであるため、交付要領等で添付すべき書類、提出時期等を定め、補助事業者に明示する必要がある。

【18 補助金：内訳】…1、2、3、4、6、8、9、12、13、14、16、17、21、25、26、27、28、

29

<参考：三重県補助金等交付規則>

(状況報告)

第 10 条 補助事業者等は、補助事業等の遂行の状況に関し、補助事業等状況報告書（第二号様式）に別に定める書類を添えて知事に報告しなければならない。

[意見] 取得財産の管理

- 補助事業により取得した財産については、事業終了後も適切に管理されるよう、交付要領等で管理台帳の整備など財産管理の方法等を規定し、補助事業者に明示することが望ましい。

[状況]

県規則第 20 条において、「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産」の処分（譲渡、交換、貸付等）等を行う場合には、事業終了後に補助事業者の判断で処分等が行われることがないように、知事が定める期間（耐用年数等）を経過した場合を除き、知事の承認を受けることとされており、処分制限の対象となる財産の範囲や処分制限期間については、各部関係補助金等交付要綱において別途規定されている。

しかしながら、当該財産等は、公金を投入して取得されたものであることから、補助事業者は、補助事業が完了した後も善良なる管理者の注意をもって、適切に管理するとともに、補助金の交付目的に従ってその効果的運用を図る必要がある。

このため、処分制限の対象となる財産の範囲、処分制限期間に加えて、管理台帳の整備や取得年度及び補助金名を記載した標識を貼付するなどの財産管理の具体的な方法等を交付要領等で規定し、補助事業者に明示することが望まれる。

<参考：三重県補助金等交付規則>

(財産の処分制限)

第 20 条 補助事業者等は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産のうち次の各号に掲げるものは、知事の承認を受けずに補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け、又は担保に供してはならない。ただし、補助事業者等が第 5 条第 1 項第 5 号の規定による条件に基づき、補助金等の全部に相当する金額を県に納付した場合並びに補助金等の交付の目的及び耐用年数を勘案して知事が定める期間を経過した場合は、この限りでない。

一 不動産及びその従物

二 機械及び重要な器具で知事が指定するもの

三 その他補助金等の交付を達成するため特に必要があると認め、知事が指定する財産

2 (略)

(3) 補助金交付等の事務手続きについて

[意見] 交付決定前の事業着手

- 交付要領等で特段の定めがないにもかかわらず、交付決定前に事業着手されているものが見受けられた。

特に、継続的な運営費補助金等で、年度当初から直ちに経費が発生するような場合には、交付決定と事業着手の時期が乖離することのないよう、当初予算の成立以後速やかに交付決定に向けた準備作業を開始するか、または交付要領等で事前着手を認める補助対象を規定し、補助事業者に明示するなどされたい。

[状況]

実地調査を行った 30 補助金について、交付決定前の事業着手の状況をみると、事前着手を認めているものが 11 補助金 (36.7%) あるが、うち 7 補助金 (23.3%) については、交付要領等で事前着手を認める補助対象について明示されていなかった。

交付決定前の事業着手分を補助事業として採択するか否かは、個々の補助制度の目的に従って決定されるものである。

一方で、補助金の交付については、原則として申請主義が採られているため、交付決定前の事業着手については、緊急を要する事案など、相当の事由がある場合に限定されるべきである。

特に、継続的な運営費補助金等で、年度当初から直ちに経費が発生するような場合には、交付決定と事業着手の時期が乖離することのないよう、当初予算の成立以後速やかに交付決定に向けた準備作業を開始するか、または交付要領等で事前着手を認める補助対象を規定し、補助事業者に明示するなどしておく必要がある。

【7 補助金：内訳】…8、9、10、11、13、15、30

【意見】 補助事業等状況報告書の提出

● 県規則第 10 条で提出を求めている「補助事業等状況報告書」について、未提出のものや交付要領等で定めた期限内に提出されていないものが見受けられたので、適時適切に提出するよう、補助事業者に指導されたい。

ただし、あらかじめ補助金額が年額で定められているものや短期間で補助事業が完了するものなど、必ずしも状況報告を必要としないものもあることから、その必要性や提出のあり方について検討されたい。

【状況】

補助事業者は、補助金の交付決定を受ければ、補助事業を適正に遂行していく義務を負うこととなる。一方、県各部局は、補助事業が交付決定の内容やその付した条件等に従って適正に遂行されているかどうか、その状況を把握し、補助目的の達成のための適切な措置を講じる必要がある。このため、県規則第 10 条において、補助事業者に対し補助事業の遂行の状況に関する報告書を提出する義務を課している。

実地調査を行った 30 補助金について、補助事業等状況報告書の提出状況をみると、20 補助金において提出されていなかった。また、提出されているものの、要領等で定めた期限内に提出されていない事例が見受けられた。

提出されていない 20 補助金の中には、適宜補助事業者を訪問し、遂行状況の説明を受けたり、別様式で補助事業の遂行状況を報告させたりするなどして、補助事業の遂行状況を把握しているものもある。また、要領等に「知事等が必要と認めるときに提出する」等の規定を設けているものもあるが、現状の県規則第 10 条には例外規定がなく、すべての補助事業者が補助事業等状況報告書を提出する義務を負っているため、要領等で例外規定を設けることはできず、県規則に基づき提出を求める必要がある。

ただし、あらかじめ補助金額が年額で定められているものや短期間で補助事業が完了するものなど、必ずしも状況報告を必要としないものもあることから、その必要性や提出のあり方について検討を行うとともに、必要に応じて県規則第 10 条の規定改正を検討する必要がある。

【20 補助金：内訳】…1、2、3、4、6、8、9、11、12、13、14、17、20、21、25、26、27、28、29、30

【補助事業等状況報告書の提出状況】

区 分		補助金数	割 合
状況報告書の提出 有	要領等に状況報告に関する規定 有	9	30.0%
	要領等に状況報告に関する規定 無	1	3.3%
状況報告書の提出 無	要領等に状況報告に関する規定 有	3	10.0%
	要領等に状況報告に関する規定 無	17	56.7%
合 計		30	100%

<参考：三重県補助金等交付規則>

(状況報告)

第10条 **補助事業者等は**、補助事業等の遂行の状況に関し、補助事業等状況報告書（第二号様式）に別に定める書類を添えて**知事に報告しなければならない。**

[意見] 補助金の概算払

● 補助金の支払において、必要性が明確になっていないまま、概算払が行われているものが見受けられた。概算払については、支出時期、支出内容、補助事業者の財務状況等を勘案し、その必要性を判断したうえで行われたい。

[状況]

補助金の概算払については、三重県会計規則（平成18年三重県規則第69号）第49条及び県規則第15条の規定により認められている。しかし、会計規則運用方針第49条関係に示されているとおり、支払は履行の確認後に行う精算払が原則であり、概算払は支出の特例であるため、これを濫用することはできない。従って、概算払を行う場合には、支出時期、支出内容、補助事業者の財務状況等を勘案し、その理由を明確にしておく必要がある。

実地調査を行った30補助金について、補助金の支払状況をみると、概算払が行われているものが17補助金あるが、うち7補助金については、その必要性が明確になっていなかった。

【7補助金：内訳】…14、17、18、19、23、27、30

<参考：三重県会計規則>

(概算払)

第49条 次に掲げる経費については、概算払をすることができる。

- 一 旅費（一の旅行命令において旅費額が1万円以上の旅行に係るもの又は職員以外のものに対する旅行依頼に係るものに限る。）
- 二 官公署に対して支払う経費
- 三 補助金、負担金及び交付金（特に定めのあるもののほか、指令金額の10分の9以内の金額に限る。）
- 四～八 （略）

<参考：三重県会計規則運用方針>

第49条関係

(解釈)

- 1 概算払とは、その支払うべき債務金額の確定前に概算でもって支出することをいう（令第162条）。概算払の要件は、債務関係が発生（債権者は確定）しているが履行期が未到来であること、及び債務金額が確定していないことの二つである。当支払方法については、金額が

確定していないことから必ず精算行為が伴う。また、概算払は、いわゆるできる規定であつて対象となる経費であっても、請求等行為があつたときその内容が適切である旨の判断は当然必要である。

(概算払の範囲)

2 概算払ができる経費については、第1項各号に定められている。支払は履行の確認後に行う精算払が原則であるなか、概算払は支出の特例であるため、これを濫用することはできない。

3 (略)

<参考：三重県補助金等交付規則>

(補助金等の交付)

第15条 補助金等の支払は、第13条の規定により交付すべき補助金等の額を確定した後にこれを行うものとする。ただし、知事が補助金等の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、概算払又は前金払をすることができる。

2 知事は、前項ただし書の規定による概算払をする場合においては、三重県会計規則第49条第3号の規定にかかわらず、必要と認める額を概算払することができる。

[意見] 補助事業の履行確認

● 補助事業の履行の確認に係る事務が適切に行われていないものが見受けられたので、今後適正な事務執行に努められたい。

[状況]

三重県会計規則別表第三において、支出に係る証拠書類の記載要件及び添付書類が規定されている。補助金については、証拠書類に、①指令年月日及び指令番号、②概算払をしたものはその年月日、支払済額、精算年月日及び精算額、③履行を確認した日及び検査員の氏名、を記載し、概算払精算書を添付することとされている。

しかしながら、履行を確認した日及び検査員の氏名が証拠書類に記載されていないものが2補助金、概算払精算書が添付されていないものが1補助金見受けられた。

証拠書類に未記載 【2補助金：内訳】…2、30

概算払精算書未添付 【1補助金：内訳】…4

<参考：三重県会計規則運用方針>

第50条関係

(解釈)

1 概算払は、債務金額の確定前になされる支出であるから、その性質上事後において必ず精算を行い、過渡しについては返納を、不足については追加支払をすることを本質とするものである。たまたま、概算払額が精算額と同額であった場合においても、概算払の性質を左右するものではない。したがって、いずれの場合にあつても概算払精算書(様式二十三)により、精算を行わなければならないものである。

(精算をさせること責任)

2 概算払を行った所属の長は、概算払を受けた者から概算払精算書(様式二十三)の提出を受けなければならない。なお、精算行為はさまざまな機関、団体、個人によって行われており、このため同様式は厳格に運用するものではなく、これに準じた精算書があれば当該様式を概算払精算書とみなすものである。

(精算期日)

3 概算払で行える経費であっても、会計年度独立の原則の例外ではなく、履行の確認(精算行為)は、年度末(3月31日)までに完了していなければならない。

[意見] 補助事業の検査

- 補助事業の検査にあたっては、書面検査と併せて実地検査を実施することにより、実績確認の精度が高まるとともに、補助目的の達成度合いもより明確に把握することが可能となるので、提出物の確認のみの書面検査にとどまらず、実地検査を実施することが望ましい。
- 実地検査を行うにあたっては、チェックシートなど具体的な検査基準を作成し、事前に検査ポイントの打ち合わせを行うなど、組織内の誰が検査を実施しても一定の検査水準が確保できるしくみづくりを進めるとともに、検査におけるけん制機能を発揮するため、交付事務担当者と異なる者を検査職員として指定することが望ましい。

[状況]

1) 検査方法について

実地調査を行った 30 補助金について、補助事業の検査方法をみると、書面検査を実施しているものが 20 補助金 (66.7%)、実地検査を実施しているものが 10 補助金 (33.3%) となっている。

実地検査を実施しない理由については、補助事業者から提出される関係書類により十分確認できているものが 17 補助金と多数を占めている。

しかしながら、毎年度実施している財政的援助団体（補助金交付団体）に対する監査において、事務処理誤りや補助対象経費の算定誤り等が指摘されており、所管部局による検査の強化が望まれる状況である。補助事業により、内容や事業量等が異なることから、一律に全件の実地検査を実施することは困難な場合もあるが、特に施設整備事業を対象としているものについては、可能な限り実地検査を行う必要がある。

2) 検査体制について

実地検査を実施している 10 補助金の中には、検査内容を均一化させるため、チェックリストや検査要領、検査の手引きを作成して実施しているものも見受けられた。このように、事業量や事業費の多寡に応じて、現地において最低限確認すべき事項は何か、それをどのような手法で確認するかなど、実地検査を行うためのしくみづくりを進めることが必要である。

また、検査の公正性の観点から、複数の職員により検査を実施することが望まれるが、実地検査を実施している 10 補助金の検査体制をみると、検査を 2 名で実施しているものが 9 補助金、3 名以上で実施しているものが 1 補助金となっており、複数名での検査体制が確保されていた。

ただし、2 名で実施されている 9 補助金すべてにおいて、交付事務担当者が検査を行っていた。職員数に限りがあり、体制の確保が困難な場合もあるが、検査におけるけん制機能を発揮するため、交付事務担当者と異なる者を検査職員として指定することが望まれる。

[意見] 不用額の削減

- 補助事業者の必要事業費の把握時期が遅れたことなどから、多額の不用額（2割以上）が発生しているものが見受けられた。

限られた財源をより適正に執行するとともに、補助目的を達成するため、利用者のニーズをよりの確に把握し、より活用しやすい制度への見直しを検討するほか、適切な時期に必要な事業費を把握し、不用額の削減に努められたい。

[状況]

実地調査を行った 30 補助金について、不用額の発生状況をみると、最終予算から 2 割以上発生したものが 2 補助金（6.7%）あった。30 補助金の不用額の合計は 85,602,658 円で、最終予算額合計 4,703,253,000 円の 1.8%となっている。

補助金の執行にあたっては、財政状況が厳しい中、限られた財源を有効に活用するため、適切な時期に的確に必要な事業費を把握し、不用額の削減に努める必要がある。

【2補助金：内訳】…6、8

(4) 補助金の効果・成果の把握について

[意見] 成果指標の設定

- 補助金の効果・成果を数値化された指標で測定し、その結果を公表しているものがある一方で、数値による指標の設定が困難であることなどを理由に、成果指標を設定していないものが多数見受けられた。

直接的な指標の設定が困難な場合には、間接的あるいは側面的に評価できるものはないか幅広い視点で検討し、何らかの指標を設定して、効果・成果を具体的に検証できるしくみづくりを進めることが望ましい。

[状況]

実地調査を行った 30 補助金について、成果指標の設定状況をみると、設定しているものが 10 補助金（33.3%）、設定していないものが 20 補助金（66.7%）となっている。

成果指標を設定していない理由については、定量的な指標の設定が困難としているものが 11 補助金と多数を占めている。

補助金は、公益上必要と認めた場合に交付されるものであるため、すべての補助金が、補助金の交付により、ある一定の状況をめざすという目的を有している。

補助金の交付により、その目的がどれだけ達成されたかという効果・成果については、事業の実施後すぐに現れるものもあれば、一定期間を必要とするものもあり、補助目的によってさまざまであるが、より効果的・効率的な補助金の執行が求められる中で、補助金の効果・成果を客観的かつ具体的に検証できるしくみづくりを進めることが望まれる。

[意見] 効果・成果等の公表

- 補助事業の効果・成果等を公表していないものが見受けられたので、公益性、透明性の確保の観点から、県民にわかりやすく説明できるような方法で、積極的に効果・成果等を公表することが望ましい。

[状況]

実地調査を行った 30 補助金について、効果・成果等の公表状況をみると、公表しているものが 23 補助金 (76.7%)、公表していないものが 7 補助金 (23.3%) となっている。

公表している 23 補助金の公表方法については、基本事業目的評価表をはじめとする県全体の政策公表の中で行っているものが 15 補助金と多数を占めているが、成果発表会を開催したり、ホームページ等で写真等を使って内容紹介したりしているものもある。

「三重県における補助金等の基本的な在り方等に関する条例」において、7,000 万円以上の補助金については、評価の結果を公表しなければならないと規定されているように、公益性、透明性の確保の観点から、県民にわかりやすく説明できるような方法で、積極的に効果・成果等を公表することが望まれる。

[意見] 効果・成果の継続的な把握

- 補助事業の効果・成果は、補助事業年度の翌年度のみではなく、それ以降にも及ぶものであることから、事業終了後も継続して状況確認やフォローアップを行い、補助目的を効果的に達成させるとともに、今後の施策に反映させることが望ましい。

[状況]

補助事業の効果・成果については、主として実績報告書により確認、把握している。しかしながら、事業によっては、事業終了後即座に効果が現れるものもあれば、2~3 年経過後に効果が現れるため、実績報告書だけでは効果が把握できないものもある。

また、補助要件として 5 年程度の事業計画等の策定・承認を義務付けているものもある。

事業終了後即座に効果が現れない、これらの補助事業については、補助事業終了後も数年間継続して状況確認やフォローアップを行うなど、当該計画等の達成状況を確認し、補助目的を効果的に達成させるとともに、以後の施策に反映させるしくみづくりを進めることが望まれる。

(5) 地域機関への制度周知や指導について

[意見] 地域機関に対する制度周知の徹底

- 地域機関で交付事務等が行われているものについて、地域機関によって事務手続きに差異があるなどの事例が見受けられたので、事務マニュアルを整備するとともに、その内容について担当者会議等で周知徹底するなど、本庁と地域機関が連携を密にして事業執行されたい。

[状況]

実地調査を行った 30 補助金のうち 6 補助金については、地域機関で交付決定、指導監督等の事務手続きが行われている。そのうち 5 補助金については、事務マニュアルの内容が明

確でなかったり、周知が不十分でマニュアルに基づく取扱いが徹底されていなかったりしたため、地域機関によって状況報告や概算払等の事務手続きに差異が見受けられた。

地域機関での事務手続きが均一化されるとともに、処理誤りが発生することのないよう、わかりやすい事務マニュアルを策定し、説明会等で周知徹底を図るなどして、適正に事務を執行する必要がある。

【5補助金：内訳】…2、3、16、18、19